

子発0115第13号
平成30年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日付け
雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部を別添のとおり
改正し、平成30年1月15日より施行することとしたので、通知する。

(別添)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	改正前
<p data-bbox="143 312 427 437">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="667 504 1115 533">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="309 647 949 676">指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について</p> <p data-bbox="143 794 1115 1161">保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。</p> <p data-bbox="143 1181 1115 1449">また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。</p>	<p data-bbox="1140 312 1424 437">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1659 504 2107 533">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1301 647 1942 676">指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について</p> <p data-bbox="1140 794 2112 1161">保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。</p> <p data-bbox="1140 1181 2112 1449">また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。</p>

(別紙1)

指定保育士養成施設指定基準

第1 (略)

第2 指定基準

1～4 (略)

5 教育課程

(1) 基本的事項

①～⑧ (略)

⑨ 指定保育士養成施設は、②、③及び⑧の規定にかかわらず、介護福祉士養成施設の卒業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者をいう。）に対しては、以下に掲げる教科目について、履修を免除することができること。

ア 必修科目のうち、「児童家庭福祉」、「社会福祉」、「相談援助」、「社会的養護」、「家庭支援論」及び「社会的養護内容」

イ 選択必修科目（「保育実習Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅱ」を除く）の一部又は全部（「保育実習Ⅲ」、「保育実習指導Ⅲ」及び指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）

ウ 教養科目の一部又は全部（指定保育士養成施設が認めた教科目に限る。）

⑩ (略)

6・7 (略)

(別紙2)～(別紙4) (略)

(別紙1)

指定保育士養成施設指定基準

第1 (略)

第2 指定基準

1～4 (略)

5 教育課程

(1) 基本的事項

①～⑧ (略)

(新設)

⑨ (略)

6・7 (略)

(別紙2)～(別紙4) (略)